

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告(農森第 1125 号)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定により、次のとおりプロポーザル方式による応募手続きを開始します。

令和 7 年 10 月 10 日

沖縄県知事 名

1 業務概要

- (1) 業 務 名 沖縄きのこ市場競争力強化事業委託業務
- (2) 業務場所 沖縄県内
- (3) 業務内容

きのこは、県農林水産部の戦略品目として、生産体制の強化と沖縄ブランドの確立が求められている。

しかし、県内販売店等においては、まだまだ県外産きのこの流通量が多く価格等の競合がある。そのため、他県産きのこの競合を回避し、きのこ生産収入増に繋げるため、亜熱帯性気候に適した需要見込みのあるきのこの栽培技術が求められている。

本事業では、県内で自生が確認され市場性の高いフクロタケについて、栽培技術の確立を行う。

また、県内で生産されているが、県外産品種を活用しているクロアワビタケについても、県内自生種の栽培技術の確立を行い、他きのこの差別化を図る。

さらに、令和 6 年度に沖縄県で品種選抜したアラゲキクラゲの 2 品種について、本格的な生産実施に向けて、生産者の施設において実証栽培を実施し栽培マニュアルを作成する。

- (4) 履行期間 令和 7 年度(1 年間)
契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで
- (5) 予算限度額 6,452,600 円(消費税及び地方消費税額を含む)
- (6) 本委託業務は、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、企画提案等に関する提案書(以下、「企画提案書」という。)の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適した者を契約交渉の相手方として特定するための業務(プロポーザル方式)である。

2 応募期限

- ・参 加 申 込 書 提 出：令和 7 年 10 月 17 日(金) 17 時 00 分
- ・質 問 書 受 付 期 限：令和 7 年 10 月 24 日(金) 17 時 00 分
- ・企画提案書等応募書類の受付期限：令和 7 年 10 月 31 日(金) 17 時 00 分

3 業務の詳細説明

業務の詳細な内容については、別添、業務企画提案仕様書をご参照ください。

4 本公告に関する問い合わせ先

- ・住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号(沖縄県庁 9 階)
- ・部課名：沖縄県農林水産部森林管理課
- ・担当者：仲里、平田
- ・電 話：098-866-2295(閉庁日を除く、9～12 時、13～17 時の間)
- ・F A X：098-868-0700
- ・E-mail：aa048210@pref.okinawa.lg.jp